

大阪府保育士会会則

(名 称)

第1条 この会は大阪府保育士会と称し、主たる事務所を大阪府中央区中寺 1-1-54
大阪府社会福祉協議会施設福祉部内におく。

(目的と事業)

第2条 この会は児童の福祉を増進するため、大阪府内における保育士および保育教諭等
の資質向上を図ることを目的として、下の事業を行う。

- 1 保育に関する調査及び研究
- 2 保育士等の福祉増進及び厚生教養に関する事業
- 3 保育事業に関する図書、刊行物の出版及び推せん
- 4 その他目的達成に必要な事業

(構 成)

第3条 本会は、大阪府社会福祉協議会保育部会に所属する保育士等（兼任施設長を含む）
を以って、構成する。

(役 員)

第4条 この会は下の役員を以って組織する。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 5名
- 3 監事 2名
- 4 常任委員若干名

(役員の選出)

第5条 役員の選出は次の方法による

- 1 会長、副会長、監事は常任委員において選出し総会の認証を得る。
- 2 常任委員は保育部会の各ブロックからの推薦により各市から1名を選出。但し、15カ
園を超える毎にさらに1名を選出することができる。

(任 務)

第6条 会長は会を代表し会務を統轄する。

- 1 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、あらかじめ会長が指名した副会長がそ
の職務を代行する。
- 2 監事は経理会計の監査にあたり、総会にて報告する。
- 3 常任委員は、本会の目的達成に必要な業務の推進にあたる。

(任 期)

第7条 役員の任期は2年とする。但し再任を妨げない。

役員に欠員を生じた場合、補欠の役員の任期は前任者の残任期間とする。

(会 議)

第8条 この会の総会は年1回以上、常任委員会は必要に応じ開くこととする。

(総 会)

第9条 総会は次の事項を決議する。

- (1) 役員の承認
- (2) 規約改正に関する事項
- (3) その他本会目的達成のための案件

2 総会は次の事項の報告を受ける。

- (1) 年度の事業報告及び決算
- (2) 事業計画及び予算

3 必要に応じ会長は臨時に総会を招集することができる。

(役員会)

第10条 役員会は随時開催し次の任にあたる。

- (1) 総会にかかる事項および議案の作成
- (2) 研修・研究会の開催に関する事項
- (3) 常任委員会に関する事項
- (4) その他本会目的達成のための事項

(常任委員会)

第11条 常任委員会は会長が招集し、年度の事業報告及び決算、事業計画及び予算の審議、その他必要事項を議決する。

(会議の成立)

第12条 1 総会・役員会・常任委員会はそれぞれ出席者の過半数以上の賛成がなければ議決することはできない。

2 常任委員会で年度の事業報告及び決算、事業計画及び予算を議決する場合は、常任委員の過半数以上の出席を得て、出席者の4分の3以上の賛成がなければ議決できない。但し、委任状は有効とする。

(名誉会長)

第13条 この会には、名誉会長をおくことができる。

名誉会長は、歴代の大阪府保育士会長とし、常任委員の承認を得て、会長が委嘱する。

(ブロック長)

第14条 この会に、ブロック長をおくことができる。ブロック長は、常任委員の互選とし、各ブロックから1名選出する。

(専門委員会)

第15条 この会に必要な応じて専門委員会をおくことが出来る

2 専門委員会の構成はその都度構成する。

(会 費)

第16条 会費は、施設からの会員名簿提出により、一人あたり 1,200 円×提出会員数の

会費とし、施設長に請求することができる。

(会 計)

第17条 この会の経費は会費、助成金、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。

第18条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(会則の変更)

第19条 この会則の変更には委員会において半数以上の同意を必要とし、総会における認証を得るものとする。

附則

この会則は昭和56年4月から実施する

昭和60年4月から実施する

平成4年4月から実施する

平成5年4月から実施する

平成12年4月から実施する

平成14年4月から実施する

平成22年4月から実施する

平成27年4月から実施する

平成29年4月から実施する

平成31年4月から実施する

令和3年4月から実施する

令和7年4月から実施する

- 2 この会則の施行前に、旧会則の定めにより、すでに役員としているものについては、任期が満了するまで、なお従前のとおりとする。